平成３０年（フ）第３５８号
東京都葛飾区東新小岩５丁目５－６
債務者　柴崎　誠二
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　智子
4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７２号
東京都世田谷区上野毛１丁目22－６－302
債務者　齋藤　　誠
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今野　勝之
4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７５号
東京都江東区木場６丁目８－15　ハウス木場３－Ｅ
債務者　富　善司郎
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　信吾
4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７８号
東京都渋谷区西原１丁目30－６－21
債務者　井下　博敬
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　大輔
4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９号
宮崎県都城市若葉町49号12番地
債務者　井之村　聰
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１０５号
佐賀県西松浦郡有田町桑木原乙1744番地１
債務者　川原　秋夫
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第２３号
北九州市小倉北区神岳１丁目１番19―414号
債務者　福田　　修
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城戸幸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第２４号
北九州市小倉南区徳力４丁目４番７―601号
債務者　福田　敏治
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城戸幸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６３９号
福岡県中間市中鶴３丁目３番５－６号
債務者　池田　眞治
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３４号
北九州市小倉北区船場町２番６―614号
債務者　福田　優志
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７６１号
北九州市小倉北区砂津２丁目５番17―1207号
債務者　蓑田　禎人
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１６号
北九州市小倉北区泉台３丁目７番25―207号
債務者　立石　勝大
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米倉　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第５号
鹿児島県鹿児島市原良１丁目８番16号　町宝ビル201号
債務者　前杉くるみ
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４０４号
岐阜市茜部辰新１丁目155番地　（アイリスハイツ　306号室）
債務者　池田　　翔
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第６５号
佐賀県伊万里市立花町2135番地30
債務者　松本　高佳
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　　中
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第３号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和43番地22　ファミールコートＢ202号
債務者　白木　泰貴
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉武　秀将
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部